3　ITU-Rへの要請事項２で触れられている研究の結果、とりわけIMTのための調和を形成する方法を、2015年までに１つ以上のITU-Rの勧告に含めること。

以下を無線通信開発局長に要請する。

この決議に対する電気通信開発部門の注意を喚起すること。

改　決議第225（WRC-12、改）　IMTの衛星系に対する追加周波数帯の使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　第5.388号及び決議第212(WRC-07、改)の規定により、1980-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯は、IMT（International Mobile Telecommunications）の衛星系による使用のために特定されていること。

b)　IMTの地上及び衛星系の実現に関する決議第212（WRC-07、改）、決議第223（WRC-12、改）及び決議第224（WRC-12、改）の規定

c)　1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1626.5MHz、1626.5-1645.5MHz、1646.5-1660.5MHz、1668-1675MHz及び2483.5-2500MHzの周波数帯は、無線通信規則の規定に基づいて共に一次的基礎で移動衛星業務及び他の業務に分配されていること。

d)　第三地域においては、2500-2520MHz及び2670-2690MHzの周波数帯は無線通信規則の規定に基づいて移動衛星業務及び他の業務にも同じ一次的基礎で分配されていること。

e)　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度並びに航空移動衛星（R）業務の遭難、緊急及び安全通信は、第5.353A号及び第5.357A号の規定に基づいて、他の全ての移動衛星業務の通信より優先されること。

以下を認め、

a)　放送衛星、放送衛星（音声）、移動衛星、固定（ポイント・ツー・マルチポイント配信及び通信システムを含む）及び移動などの業務が、2500-2690MHzの周波数帯又はその一部において運用中又は運用を計画していること。

b)　移動業務、電波天文業務及び無線測位衛星業務などの他の業務は、周波数分配表の規定に基づいて、1518-1559/1626.5-1660.5MHz、1610-1626.5/2483.5-2500MHz及び1668-1670MHzの周波数帯又はその一部において運用中又は運用を計画しており、また、これらの周波数帯又はその一部は、幾つかの国において、IMTの衛星系以外の用途により集中的に使用されているが、ITU-R内での共用の研究が完了していないこと。

c)　2500-2520MHz及び2670-2690MHzの周波数帯における、IMTの衛星系とIMTの地上系、移動衛星業務のアプリケーション並びにポイント・ツー・マルチポイント配信及び通信システムなど他の業務の高密度のアプリケーションとの間の可能な共用及び調整の研究が完了していないこと。

d)　第5.403号及び第5.420号の規定に基づき、2520-2535MHz及び2655-2670MHzは、国境内に限定されて運用される、航空移動衛星業務を除く移動衛星業務に分配されていること。

e)　IMTのための衛星無線送信技術について進行中の研究に関するITU-R決議第47の規定

以下を決議し、

1　考慮事項a)及び決議事項２に示す周波数帯に加え、IMTの衛星系を実現することを望む主管庁は、1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1626.5MHz、1626.5-1645.5MHz、1646.5-1660.5MHz、1668-1675MHz及び2483.5-2500MHzの周波数帯を、これらの周波数帯における移動衛星業務に関する規制に基づいて、使用することができること。

2　第5.384A号の規定においてIMTに特定され、第三地域において移動衛星業務に分配されている2500-2520MHz及び2670-2690MHzの周波数帯を、IMTの衛星系を実現することを望む主管庁は使用することができるが、利用者の需要によっては、より長期的には、これらの周波数帯はIMTの地上系に使用される可能性があるかもしれないこと（憲章前文参照）。

3　このIMTの衛星系に対する周波数帯の特定は、当該周波数が分配されている業務の用途によるそれらの周波数帯の使用を除外するものではないこと。また、無線通信規則において優先権を確立するものではないこと。

以下をITU-Rに要請し、

1　上記の周波数帯における移動衛星業務の分配をIMTの衛星系に使用することに関する共用及び調整の問題並びに無線測位衛星業務を含む他の分配された業務によるこのスペクトルの使用について研究すること。

2　上記の研究の結果を将来の世界無線通信会議に報告すること。

以下を電気通信開発局長に要請する。

この決議に対する電気通信開発局の注意を喚起すること。

改　決議第229（WRC-12、改）　無線LANを含む無線接続システムの実現のための移動業務による5150-5250MHz、5250-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯の使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WRC-03は無線LAN（RLAN）を含む無線接続システム（WAS）の実現のために、移動業務に対して一次的基礎で5150-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯を分配したこと。

b)　WRC-03は、5460-5570MHzにおいて地球探査衛星業務（EESS）（能動）に対して、また、5350-5570MHzの周波数帯において宇宙研究業務（SRS）（能動）に対して追加の一次的基礎で分配を行うことを決定したこと。

c)　WRC-03は、5350-5650MHzの周波数帯における無線標定業務に対する分配を一次的基礎に格上げすることを決定したこと。

d)　5150-5250MHzの周波数帯は世界的規模で固定衛星業務（FSS）（地球から宇宙）に一次的基礎で分配されており、この分配は移動衛星業務における非静止衛星システムのフィーダリンクに限られていること（第5.447A号）。

e)　5150-5250MHzの周波数帯は、第9.21号の規定に基づいて同意を得ることを条件として、幾つかの国(第5.447号)において一次的基礎で移動業務にも分配されていること。

f)　5250-5460MHzの周波数帯はEESS（能動）に、また、5250-5350MHzの周波数帯はSRS（能動）に一次的基礎で分配されていること。

g)　5250-5725MHzの周波数帯は、無線測位業務に一次的基礎で分配されていること。

h)　5150-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯において既存の一次業務を保護する必要性があること。